

22	いちばん星保育園 高松牟礼	761-0121 高松市牟礼町牟礼2083-1	一般社団法人 いちばん星プロジェクト 代表理事 秋山 達郎	平日 土	7:00~20:00	50	・月曜め ・体調不良児 保育	17名 (14名)	構造:鉄骨造1階建て (専用建物) 保育室:146.88㎡ 屋外:246㎡	R5.9.15	証明書あり
		880-8150	秋山 達郎 H31.4.15	日・祝 備考	休	0~5歳児				改善指導事項なし	R2.1.6
23	レインボー恵保育園	761-8076 高松市多肥上町1411-1	株式会社 リンクスケア 代表取締役 田村 祐啓	平日 土	7:00~20:00 (6:30~7:00)	12	・月曜め ・一時預かり ・病児保育	13名 (9名)	構造:木造1階建て (専用建物) 保育室:93.2㎡ 屋外:なし	R5.8.28	証明書あり
		813-5515	平尾 仁志 R17.7.1	日・祝 備考		0~2歳児				改善指導事項なし	R2.9.15
24	しんじ保育園	761-0123 高松市牟礼町原585-5	医療法人社団 しんじ産科医院 理事長 高橋 伸治	平日 土	7:00~20:00 (20:00~22:00)	12	・月曜め ・一時預かり	11名 (10名)	構造:木造1階建て (専用建物) 保育室:94.77㎡ 屋外:82.00㎡	R5.9.15	証明書あり
		845-8989	小西 志保 R17.7.1	日・祝 備考	休	6ヶ月 ~3歳児				改善指導事項なし	R2.10.17
25	キッズルーム愛の里	760-0077 高松市上福岡町 2002-16	有限会社 園村不動産 代表取締役 園村 武弘	平日 土	7:30~18:30 (7:00~7:30、18:30~19:00)	12	・月曜め ・一時預かり ・体調不良児 保育	4名 (4名)	構造:鉄筋造 2階建ての1階 (専用建物) 保育室:46.4㎡ 屋外:なし	R5.9.6	証明書あり
		802-2211	空野 栄子 R1.10.1	日・祝 備考	7:30~18:30 ・月~土・祝日は開所 ・日曜日・年末年始は休み	4ヶ月 ~3歳児				改善指導事項なし	R5.1.31
26	下田井つつじこども園	761-0313 高松市下田井町字神子 630番地2	株式会社フジ 代表取締役 山口 晋	平日 土	7:30~20:30	30	・月曜め	6名 (5名)	構造:木造1階建て (専用建物) 保育室:121.50㎡ 屋外:80.0㎡	R5.8.22	証明書あり
		847-3577	加藤 拓也 R1.11.17	日・祝 備考		2ヶ月 ~5歳児				第6-1 R5.11.13	
27	保育所 Mon Petit	760-0002 高松市西町28-31	株式会社 ベルビー 代表取締役社長 鈴木 喜弘	平日 土	8:30~17:30 (7:15~8:30、17:30~19:15)	12	・月曜め	6名 (4名)	構造:鉄筋コンクリート造 6階建ての1階 (業務用建物) 保育室:35.554㎡ 屋外:32.78㎡	R5.9.13	証明書あり
		802-0032	平山 康代 R3.4.1	日・祝 備考	休	3ヶ月 ~2歳児				第3-2(2)、第6-1、 第7-8 R6.2.22	
28	あじさい保育園	761-0130 高松市庵治町4171-1	社会福祉法人 洋々会 理事長 森野 誠	平日 土	7:45~18:45	10	・月曜め ・一時預かり	7名 (5名)	構造:木造2階建ての1階 (専用建物) 保育室:37.7㎡ 屋外:80㎡	R5.8.25	証明書あり
		880-0361	大沢 孝子 R3.9.1	日・祝 備考	休	3ヶ月 ~5歳児				改善指導事項なし	R5.1.30
29	すくすく保育所	761-0301 高松市林町151-1	社会福祉法人 喜勝会 理事長 小出 克元	平日 土	7:30~18:30	60	・月曜め ・一時預かり	6名 (5名)	構造:木造2階建て (専用建物) 保育室:155.06㎡ 屋外:243㎡	R5.8.22	証明書あり
		802-7150	小出 幸江 R5.4.1	日・祝 備考	休 日曜日、年末年始(12/29~ 1/3)、GW(5/1~5/5)は休み	6ヶ月 ~5歳児				第6-1 R5.11.13	

※1 人数が〇で囲まれている施設は、公募による定員(地域枠)はありません。

※2 平均的な職員配置です。有資格者:保育士・看護師・准看護師(研修修了者は含まない。)

※3 立入調査における改善指導事項の内容については下記のとおりです。

- 第1 保育に従事する者の数及び資格(調査項目数 11)
- 第2 保育室等の構造設備及び面積(調査項目数 13)
- 第3 非常災害に対する措置(調査項目数 14)
- 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件(調査項目数 19)
- 第5 保育内容(調査項目数 11)
- 第6 給食(調査項目数 10)
- 第7 健康管理・安全確保(調査項目数 26)
- 第8 利用者への情報提供(調査項目数 3)
- 第9 備える帳簿(調査項目数 3)

	保育従事者数	有資格者の配置	保育室等の面積
認可外保育施設指導監督基準	(1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設 ・乳 児:おおむね3人につき 1人以上 ・1、2歳児:おおむね、6人につき 1人以上 ・3 歳 児:おおむね20人につき 1人以上 ・4歳児以上:おおむね30人につき 1人以上 常時2名以上配置	保育に従事する者のおおむね1/3(保育に従事する者が2人の施設及び児童が1人である場合にあっては1人)以上は保育士又は看護師(准看護師を含む)の資格を有する者であること。	保育室 1.65㎡/人
	(2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設 ① 児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設 ・1人に対して乳幼児3人以下 ・家庭的保育補助者とともに保育する場合は、乳幼児5人以下 ② 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設 ・原則、1人に対して乳幼児1人	① 児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設 1人以上は、保育士、看護師又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者を配置する。 ② 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設 保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。	
		① 児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設 家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参照しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保すること。 ② 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。	

※4 企業主導型保育施設について、高松市認可外保育施設指導監督要綱(以下「指導監督要綱」という。)に基づく指導監督基準を満たしていると認められる企業主導型保育施設に対し市長が交付する証明書です。